(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略および 函館市活性化総合戦略に基づき、函館市への移住・定住の促進および 中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して 行うUIJターン新規就業支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉 県、東京都および神奈川県をいう。以下同じ。)から函館市に移住し て就業または起業しようとする者が、転居・就業または起業・定着に 至った場合に、予算の範囲内で移住支援金(UIJターン新規就業支 援事業実施要領(以下「道実施要領」という。)およびこの要綱に基 づき交付する補助金をいう。以下同じ。)を交付することについて、 道実施要領および函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第 43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の場合にあっては100万円に当該世帯の世帯員(申請日の属する年度の4月1日以後に18歳に達する者に限り、移住支援金の申請者および当該者の配偶者を除く。)1人につき100万円を加算した額とし、単身の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

- 第3条 移住支援金は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3 号、第4号または第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。
  - (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イおよびウに該当すること。
    - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
      - (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち,通算5年以上,東京23 区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持

続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号), 山村振興法(昭和40年法律第64号),離島振興法(昭和28 年法律第72号),半島振興法(昭和60年法律第63号)また は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の 指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同 じ。)以外の地域に在住し,東京23区内への通勤(雇用者とし ての通勤の場合にあっては,雇用保険の被保険者としての通勤 に限る。以下同じ。)をしていたこと。この場合において,東京 圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ,東京23区 内の大学等へ通学し,東京23区内の企業等へ就職した者につ いては,通学期間における修業年限を上限(ただし,高等専門 学校は2年を上限)とし,本事業の移住元としての対象期間と することができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に、函館市に転入したこと。
- (4) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。
- (ウ) 函館市に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して 居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する 者でないこと。
- (4) 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配

偶者等, 永住者の配偶者等, 定住者, 特別永住者のいずれかの 在留資格を有すること。

- (ウ) 市税を滞納していないこと。
- (エ) その他北海道および市長が移住支援金の対象として不適当と 認めた者でないこと。

### (2) 就職に関する要件

# ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域 に所在すること。
- (4) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者,取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記(イ)のマッチングサイトに掲載された法人(以下「移住支援金対象法人」という。以下同じ。)に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人 が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤, 出向, 出張, 研修等による勤務地の変更ではなく, 新規の雇用であること。

### イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業(以下「外部人材活用事業」という。)を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に 所在すること。

- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該法人において,移住支援金の交付申請日から5年以上,継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤,出向,出張,研修等による勤務地の変更ではなく,新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等, 離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
  - ア 所属先企業等からの命令ではなく,自己の意思により移住した 場合であって,移住先を生活の本拠とし,移住元での業務を引き 続き行うこと。
  - イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))またはその前歴事業を活用した取組の中で,所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 起業に関する要件
  - 1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助 金の交付の決定を受けていること。
- (5) 本事業における関係人口に関する要件 次のアおよびイに掲げる事項のいずれにも該当すること。
  - ア 対象者要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 函館市に在住歴がある,または函館市内の高等学校,高等教育機関もしくは高等支援学校に通学したことがあること。
- (イ) 本市が実施する「おためし移住」を利用したことがあること。
- (ウ) 函館市奨学金返還支援事業における交付対象者の認定を受けて いること。

## イ 就業等要件

アの対象者要件のうち、(r)または(1)の事項に該当する場合、次

- の(ア)または(イ)いずれかの事項に該当すること。
- (ア) 次の a から e までに掲げる就業に関する事項のいずれにも該当 すること。
  - a 就業先について,函館市が移住支援金の対象として函館しご とネットに掲載している求人にマッチングのうえ,就業するこ と。
  - b 就業者にとって3親等以内の親族が代表者,取締役などの経営 を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - c 上記 a の函館しごとネットに掲載された法人(以下「関係人口 移住支援金対象法人」という。以下同じ。) に就業しているこ と。
  - d 当該法人に,移住支援金の交付申請日から5年以上,継続して 勤務する意思を有していること。
  - e 転勤,出向,出張,研修等による勤務地の変更ではなく,新規 の雇用であること。
- (イ) 次のaからdまでに掲げる起業に関する事項のいずれにも該当すること。
  - a 交付申請時に函館市内で個人事業の開業または株式会社,合同会社,合名会社,合資会社,企業組合,協業組合,特別非営利活動法人等の設立を行い,その代表者として,法人の登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っていること。
  - b 雇用保険法第7条の規定に基づき,雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者を1 人以上雇用していること。
  - c 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年 法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 またはこれに類する風俗営業(同条第1項に規定する風俗営業 をいう。)でないこと。
  - d 当該個人事業主,法人または法人の役員が,函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団,同条例

第2条第2号に規定する暴力団員,同条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

- (6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次のアからオに掲げる事項のいずれにも該当すること。
  - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において,同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が交付申請時において,同一世帯 に属していること。
  - ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも, 平成 3 1 年 4 月 1 日 以降に, 函館市に転入したこと。
  - エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも, 交付申請時において 転入後 1 年以内であること。
  - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも,暴力団等の反社会的 勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請および実績報告)

第4条 移住支援金の申請者は、交付申請兼実績報告書(別記第1号様式)、移住者の就業先の就業証明書(別記第2号様式)(テレワークの場合は、所属先の就業証明書(別記第3号様式))、起業する場合は、地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定通知書の写し(前条第5号の起業に関する事項に該当する場合は、開業届、全部履歴事項証明書の写し等、在勤地を確認できるものおよび雇用保険の被保険者を雇用していることを確認できるもの)、前条第5号のおためし移住に関する事項に該当する場合は、利用したことを確認できるもの、前条第5号の函館市奨学金返還支援事業に関する事項に該当する場合は、函館市奨学金返還支援事業に関する事項に該当する場合は、函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定通知書の写しおよび本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号、第3号、第4号または第5号の要件、また、世帯向けの金額を申請する者については同条第6号の要件に該当することを証する書類を市長に提出するものとする。

(対象者要件に関する見込みの報告)

第5条 移住支援金の交付申請日から5年以内に函館市から転出する見込みとなった場合,または移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなった場合は,速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定および額の確定等)

- 第6条 市長は、第4条の規定による書類の提出があったときは、その 内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定兼確定通知書(別記第 4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後,紛失等の理由により交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは,再交付願(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その 内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定兼確定通知書(再交付) (別記第6号様式)を申請者に交付するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金は、前条の交付決定兼確定後において交付するものとする。

(移住支援金の返還)

- 第8条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると北海道および市長が認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 全額の返還

ア 虚偽の交付申請等をした場合

- イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に函館市から転出した場 合
- ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満 たす職を辞した場合
- エ 第3条第4号に係る交付決定を取り消された場合

- オ 第3条第5号に係る函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象 者認定を取り消された場合
- (2) 半額の返還

移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に函館市から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第9条 市長は、移住支援金の申請および交付に関する情報、移住支援 金返還対象者に関する情報について、北海道に共有することとする。 また、北海道は、第3条第4号に係る交付決定に関する情報について、 速やかに函館市に共有することとする。

(報告および立入調査)

第10条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、 必要があると認めるときは、移住支援金の申請者および交付を受けた 者ならびに移住支援金対象法人の登録申請者および移住支援金対象 法人に対し、報告および立入調査を求めることができる。

附則

1 この要綱は、令和元年8月5日から施行する。 附 則

1 この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条,第3条および第5条の規定は,この要綱の施行日以後に移 住等をする申請者について適用し,同日前に移住等をした申請者につ いては,なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 第2条の規定は、この要綱の施行日以後に移住等をする申請者について適用し、同日前に移住等をした申請者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に移住等をした申請者については、なお従前の 例による。